

郵政民営化委員会 ヒアリング資料②

(認可申請の概要)

2017年4月13日

株式会社ゆうちょ銀行

1 口座貸越による貸付業務

- (1) 口座貸越による貸付業務に係る認可の申請 P1
- (2) 業務の実施概要 P2
- (3) 想定残高と市場規模 P3
- (4) 実施態勢 P4
- (5) 業務フローと実施体制整備の考え方 P5

2 その他の銀行業に付随する業務等

- (1) その他の銀行業に付随する業務等の認可の申請 P6
- (2) 当面実施予定の業務の例 P7

3 資産運用関係業務

- (1) 資産運用関係業務に係る包括的な認可の申請 P8
- (2) 市場運用関係業務の包括的な認可（・承認）の申請対象 P9
- (3) 当面実施予定の業務の例 P10

参考 認可申請書における記載 P11

1 口座貸越による貸付業務

(1) 口座貸越による貸付業務に係る認可の申請

- 当行では、経営戦略の一環として、顧客本位の良質な金融サービスの提供に資するため、決済サービスの拡充等による顧客利便性向上の取組みを推進。
- 決済サービスを補完し、顧客利便性を向上させる観点から、顧客の急な出費や一時的な資金ニーズに対応する、口座貸越による貸付業務について、認可を申請。
- なお、2015年12月に郵政民営化委員会から出された「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」においても、金融二社の新規業務の先後関係を判断する際の視点として、収益源の多様化又は収益源の偏りの是正に資するもの及び、経営課題の克服に資するものが挙げられている。

● 認可を頂きたい業務

認可申請業務	銀行法における対象規定
所要の審査を行い適当と認められた当行に所定の預金口座を保有する個人に対して、あらかじめ貸付極度額を定め、当該預金口座の預金残高を超える払出しの請求があった場合に、無担保で貸付を行う業務	銀行法第10条第1項第2号

(参考)

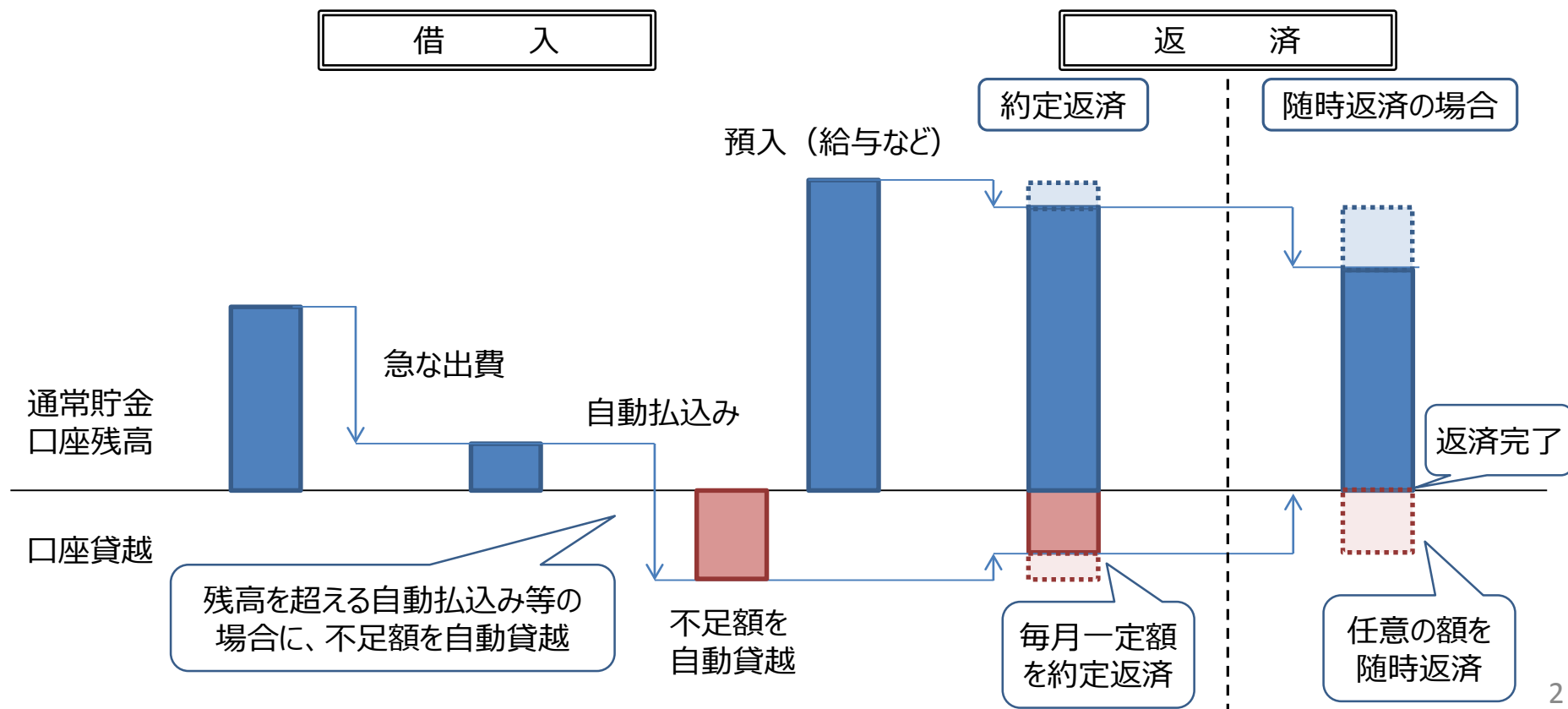
認可取得後、業務開始までの間に、システム開発等を含む適切な販売態勢を整備した上で、銀行法に基づく承認を申請。なお、2019年1月以降、できるだけ早期に業務開始。

1 口座貸越による貸付業務

(2) 業務の実施概要

- 通常貯金口座を保有する個人のお客さまからのサービス利用の申込みを受付け、返済能力等に係る審査を経て極度額を設定。
- 口座残高を超える自動払込み等の場合に、不足する額を通常貯金口座を経由して自動貸越を実施(一般的なカードローンとは異なる商品性)
- 毎月一定額を約定返済。任意の金額を通常貯金口座を経由して返済する随時返済も可能。

● 口座貸越による貸付業務のイメージ



1 口座貸越による貸付業務

(3) 想定残高と市場規模

- 個人向けの貸出の市場規模は拡大中（2016年12月末残高 6兆266億円）。
（今回認可申請した口座貸越業務のように、預金口座残高を超える場合のみに貸付を行うものに限定した統計はない。個人向け貸出（住宅ローン等を除く）の大宗は、いわゆる一般的なカードローン。）。
- 本業務については、新規契約件数30万件／年、5年間で150万件を想定。
- 本業務開始5年後の想定残高は約800億円。

（参考）個人向け貸出（住宅ローン等を除く）の市場規模

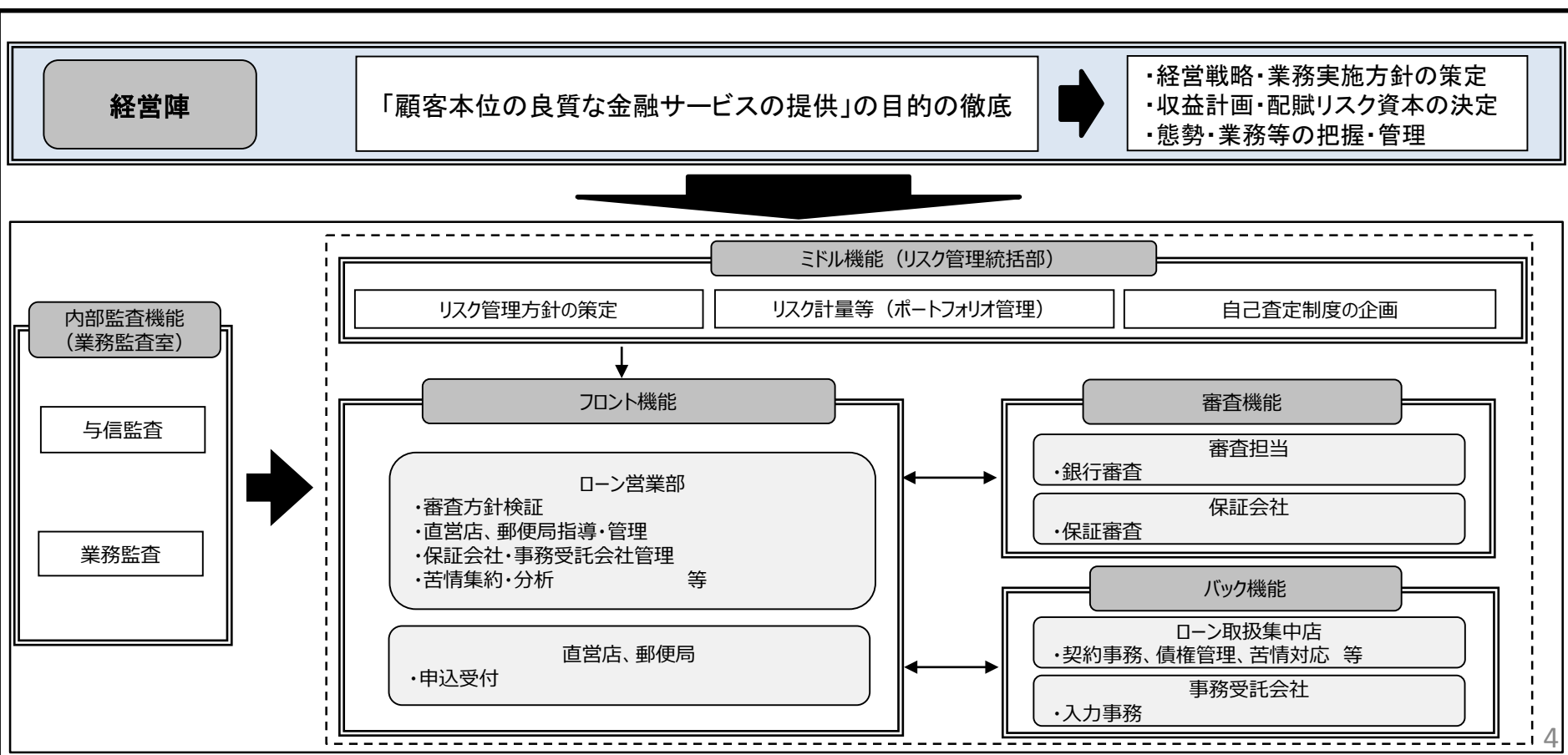
	貸出残高 (2016年12月末)	前年比
銀行・信用金庫	6兆266億円	+5,118億円(+9%)
貸金業者	4兆403億円	+441億円(+1%)

出典：日本銀行統計等

1 口座貸越による貸付業務

(4) 実施態勢

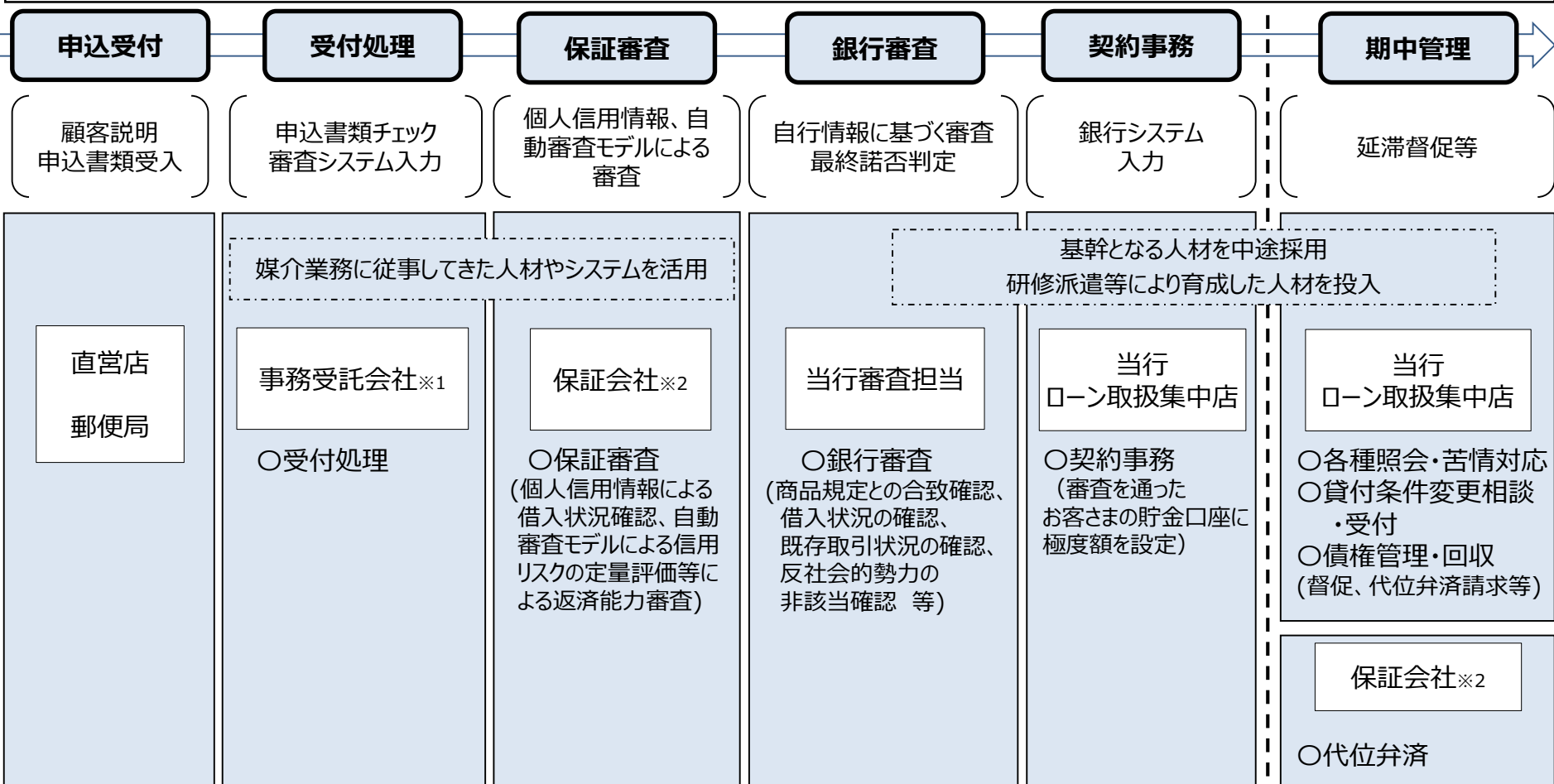
- 当行にとって初めての本格的な貸付業務となることから、経営陣において、「顧客本位の良質な金融サービスの提供」という目的に沿った経営戦略及び業務実施方針を策定するとともに、法令遵守の徹底を図る。
- リスク管理及び法令遵守については、経営陣として把握・管理する態勢を整備し、本社担当部署において適切に管理。また、監査部門による監査を通じ、内部統制を確保。
- 事務処理及び審査に係る業務委託先を適切に管理する態勢を整備。
- 郵便局における販売については、所属銀行である当行が銀行代理業者の日本郵便株式会社と連携し、健全かつ適切な業務運営を確保するための態勢を整備。



1 口座貸越による貸付業務

(5) 業務フローと実施体制整備の考え方

- サービス利用の申込は、直営店及び郵便局にて受付。
- 受付処理・審査・回収等は、これまで媒介業務に従事してきた人材やシステムを活用。
- 審査に当たっては返済能力のほか、他の金融機関からの借入状況などについても検証することや、貸付実行後も定期的に借入状況を検証するなど、適切に対応する体制を整備。
- 引続き、基幹となる人材は、実務経験者等を中途採用により確保するとともに、社員の派遣研修等により実務を行う人材を育成。



※1 媒介業務で活用している事務受託会社を活用することを検討

※2 媒介業務で活用している保証会社を活用することを検討

2 その他の銀行業に付随する業務等

(1) その他の銀行業に付随する業務等の認可の申請

- 当行では、経営戦略の一環として、地域金融機関等との協調・提携関係を推進するため、今後の社会・経済環境の変化の中でも、地域金融機関等のニーズに柔軟に対応しつつ、当行の余剰能力等を有効活用した業務を行っていくことが必要。
- 具体的には、現在、地域金融機関との事務の共同化による効率化等の施策を検討。これらの業務を行うため、その他の銀行業に付随する業務等の認可を申請。
- 今回申請している付随業務については、当行が本来業務として郵政民営化法上実施可能と認められている業務に付随する業務等に限定していることから、他の金融機関との競争関係への影響は僅少。
- なお、2015年12月に郵政民営化委員会から出された「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」においても、金融二社の新規業務の先後関係を判断する際の視点として、他社との連携により、地域の活性化、地方創生等地域の期待に応え、金融二社の有用性や存在感を高めることに資するもの及び、経営課題の克服に資するものが挙げられている。

● 認可を頂きたい業務

認可申請業務	銀行法における対象規定
その他の銀行業に付随する業務※	銀行法第10条第2項柱書
銀行その他の金融業を行う者の業務の代理又は媒介※	銀行法第10条第2項第8号

※ 当行が郵政民営化法上実施可能とされている業務に付随する業務等に限る。

2 その他の銀行業に付随する業務等

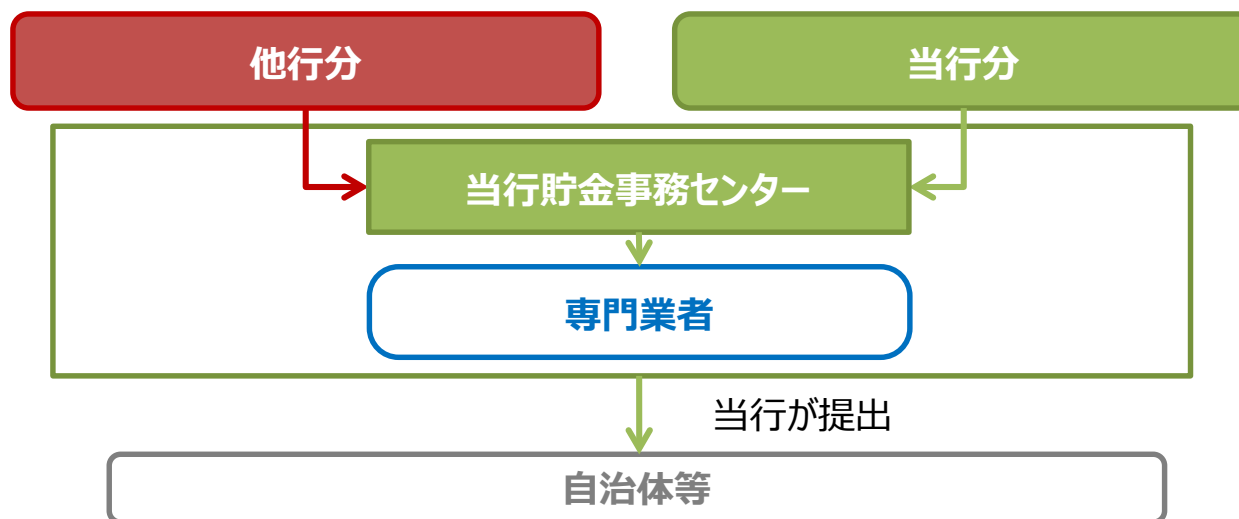
(2) 当面実施予定の業務の例

- 具体的には、現在、税公金の取りまとめ事務の共同化を検討。

実施予定業務	・税公金の取りまとめ事務の共同化
開始時期	・関係各所との調整が完了次第速やかに
業務概要	・当行が、他行から税公金の取りまとめ事務※を受託 ・当行分と他行分を一括して専門業者に委託（再委託）し、事務効率化・委託費抑制を図る

※ 各店でお客さまから納付を受けた税公金の領収済通知書を整理し、自治体等に対して領収済通知書を送付するとともに、受入件数・金額を通知する事務。

- 当行分と他行分の税公金取りまとめ事務をまとめて処理。
- 他行分と当行分を一括で自治体等に提出。



3 資産運用関係業務

(1) 資産運用関係業務に係る包括的な認可の申請

- 当行では、民営化以来、国債を中心とした運用から資産運用の高度化・多様化による国際分散投資への転換を積極的に推進。社外の専門人材の採用や人材育成の強化等を通じて、資産運用・リスク管理態勢の整備・ノウハウの蓄積を進めてきたところ。
- こうした態勢整備の状況を踏まえ、更なる資産運用の高度化・多様化を進めるため、市場運用関係業務について、包括的な認可を申請。
- なお、2015年12月に郵政民営化委員会から出された「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」においても、金融二社の新規業務の先後関係を判断する際の視点として、資産運用の多様化については優先的な導入を検討し得るものとされている。

- 認可を頂きたい業務

【市場運用関係業務】・・・P9 参照

認可申請業務	銀行法における対象規定
デリバティブ取引（CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）取引）	銀行法第10条第2項第12号
金融等デリバティブ取引	銀行法第10条第2項第14号
有価証券関連店頭デリバティブ取引	銀行法第10条第2項第16号
【その他】	
国に対する資金の貸付け	銀行法第10条第1項第2号

※ 国に対する資金の貸付けは、「交付税及び譲与税配付金特別会計」等への短期の資金の貸付けのプライマリー取引。（セカンダリー取引は既に実施。）

3 資産運用関係業務

(2) 市場運用関係業務の包括的な認可（・承認）の申請対象

- 市場運用関係の業務について、包括的な認可（・承認）を申請。
- これにより、市場運用関係業務に係る郵政民営化法令上の規制を撤廃。

… 今回の認可（・承認）申請により、新たに実施可能となる業務。

項目（銀行法）	実施可能な業務	今回の承認申請（認可取得済み）	今回の認可・承認申請
有価証券の売買 （第10条第2項第2号）	・契約型投信（ETF）等	・会社型投信（ETF、REIT）等	—
有価証券関連 デリバティブ取引 （第10条第2項第2号）	・株価指数先物（国内上場物）等	・株価指数先物（海外上場物） ・株式スワップ（短期取引以外）等	—
有価証券の貸付け （第10条第2項第3号）	・有価証券の貸付け（貸付先：国内金融機関） 等	・有価証券の貸付け（貸付先：海外金融機関） 等	—
金銭債権の取得等 （第10条第2項第5号）	・特定金銭信託（対象商品：国債）等	・特定金銭信託（対象商品：株式）等	—
短期社債等の取得等 （第10条第2項第5号の3）	・外国短期社債（上場）等	・外国短期社債（非上場）等	—
デリバティブ取引 （第10条第2項第12号）	・先物（金利）、先物オプション（金利）等	・先物（通貨）、先物オプション（通貨）等	・CDS取引
金融等デリバティブ取引 （第10条第2項第14号）	—	—	・商品デリバティブ取引等
有価証券関連店頭 デリバティブ取引 （第10条第2項第16号）	—	—	・株式スワップ（短期取引）等
その他付随 （第10条第2項柱書）	・リバースレポ（債券）	—	・リバースレポ（株式）※等

※ 第10条第2項柱書については、その他の銀行業に付随する業務として、認可・承認申請。

3 資産運用関係業務

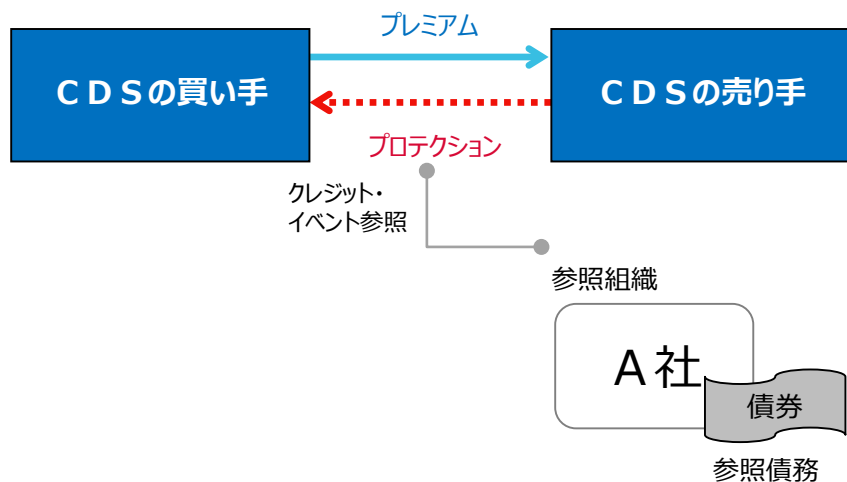
(3) 当面実施予定の業務の例

- 具体的には、現在、CDS取引を検討。

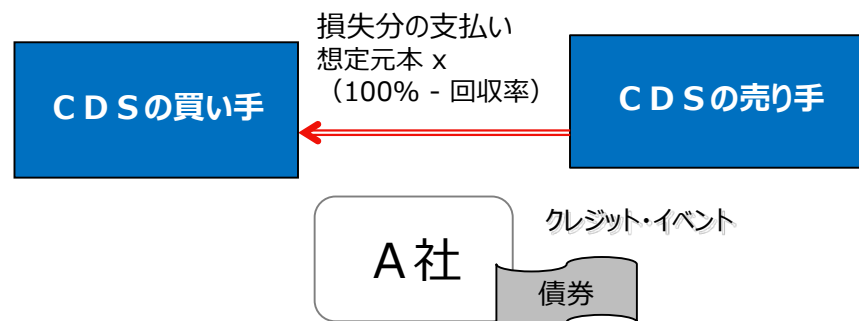
実施予定業務	・CDS取引
開始時期	・認可取得後、速やかに実施
対象取引	・国内・海外の企業等を対象としたCDS取引
態勢整備	・有価証券の売買業務の実施組織を基本として、約定・決済・リスク計測等を行う態勢を整備

- CDSの買い手が、対象とする企業等の破綻時に発生するリスクをCDSの売り手に保証（プロテクション）してもらい、対価（プレミアム）を支払う取引。
- 取引の外形は保証や信用保険に類似しており、企業等の信用リスクを移転するツールとして使用され、社債・保証・ローン等の市場と密接に関係。
- CDSは信用リスクを現物資産（社債やローン等）の売買を行うことなく移転する取引。

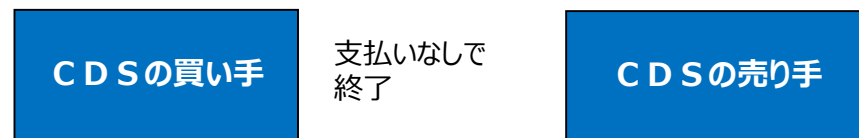
CDS取引



参照組織にクレジット・イベントが発生した場合



参照組織にクレジット・イベントが発生しなかった場合



注：クレジット・イベント・・・企業の債務不履行・破綻等

【参考】 認可申請書における記載

認可申請書における記載	該当業務
1 口座貸越による貸付業務	
<p>民営化法第110条第1項第2号に掲げる業務のうち、所要の審査を行い適当と認められた当行に所定の預金口座を保有する個人に対して、あらかじめ貸付極度額を定め、当該預金口座の預金残高を超える払出しの請求があった場合に、無担保で貸付を行う業務（銀行法(昭和56年法律第59号)第10条第1項第2号)</p>	<p>所要の審査を行い適当と認められた当行に所定の預金口座を保有する個人に対して、あらかじめ貸付極度額を定め、当該預金口座の預金残高を超える払出しの請求があった場合に、無担保で貸付を行う業務</p>
2 資産運用関係業務	
<p>(1) 民営化法第110条第1項第2号に掲げる業務のうち国に対する資金の貸付け（銀行法第10条第1項第2号）</p>	<p>国に対する資金の貸付け</p>
<p>(2) 市場運用関係</p>	
<p>① 民営化法第110条第1項第3号に掲げる業務のうち銀行法第10条第2項第16号に掲げる業務</p>	<p>有価証券関連店頭デリバティブ取引</p>
<p>② 民営化法第110条第1項第6号の規定に基づく郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成18年内閣府・総務省令第3号。以下「民営化命令」といいます。）第3条第1項第9号及び第10号に掲げる業務（銀行法第10条第2項第12号及び第14号）</p>	<p>デリバティブ取引（CDS取引） 金融等デリバティブ取引</p>
3 その他の銀行業に付随する業務等	
<p>(1) 民営化命令第3条第1項第6号に掲げる業務（民営化法第110条第1項の認可を受けていない業務（日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に基づき当行が行う業務を除きます。）の代理又は媒介を除きます。）（銀行法第10条第2項第8号）</p>	<p>銀行その他の金融業を行う者の業務の代理又は媒介</p>
<p>(2) 民営化命令第3条第1項第11号に掲げる業務（民営化法第110条第1項の認可を受けていない業務（日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に基づき当行が行う業務を除きます。）に付随する業務を除きます。）（銀行法第10条第2項柱書）</p>	<p>その他の銀行業に付随する業務</p>

⇒ P 1 参照

⇒ P 8 参照

⇒ P 9 参照

⇒ P 6 参照